

公の施設の使用料の見直しに関する基本方針
(案)

令和 年 月

岡崎市

I 基本的な考え方

1 はじめに

これまで、公の施設の使用料については、施設の管理やそこでのサービスに係る経費を積算根拠に、類似施設及び近隣自治体の状況を考慮し、算定を行ってきましたが、統一的な基準は設けていませんでした。

新たに統一的な基準を設けることで、受益者が負担する経費の範囲を明確化し、また、受益者と利用しない人も含めた税金（公費）での負担割合を定めるとともに、施設の効率的な管理運営や業務の見直しなどにより経費削減と利用率の向上を図り、受益者負担[※]の適正化に取り組みます。

《参考（地方自治法第 225 条）》

「地方公共団体は、…（中略）…公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」

※ 特定の利用者が特定のサービスの提供を受ける場合に、利用する人と利用しない人の負担を公平にする観点から、その利用者に対して受益の範囲内で負担を求める考え方。

2 基本方針

- ① 使用料の標準的な算定方法を定めます。
- ② 使用料の見直しを定期的に行います。
- ③ 受益者負担の適正化を図ります。

3 対象とする施設

使用料の見直しは、使用料を徴収することができる公の施設を対象として行います。ただし、次に掲げるものは対象外とします。

- ・ 使用料の額又は算定方法が、国や県の基準、法令等により定められているもの
- ・ この基本方針による使用料の算定方法が、施設の性質上適さないもの
（例）道路の占用料、公営企業（病院、水道及び下水道）の使用料など
- ・ 行政財産の目的外使用に係るもの

II 見直しに向けた理論上の使用料の算定方法

1 算定方法の基本

過去の実績等に基づき算定した使用料原価^{※1}（施設サービス^{※2}に係る経費）と施設の特性に応じた受益者負担割合を基として、理論上の使用料水準を算定した上で、現状における使用料水準（使用料収入見込額^{※1}）がその水準となることを目指して、使用料の見直しを行います。

使用料の見直しに向けて目指す姿のイメージ

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{使用料} \\ \hline \text{収入見込額} \\ \hline \text{現状における} \\ \text{使用料水準} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{使用料原価} \\ \hline \text{(施設サービスに係る経費)} \\ \hline \text{理論上の使用料水準} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{受益者} \\ \hline \text{負担割合} \\ \hline \end{array}$$

※1 いずれも一会計年度において見込まれる額として算定したもの。

※2 公共施設を利用に供することをいう。以下同じ。

2 使用料原価（施設サービスに係る経費）

施設サービスの提供に当たっては、土地の取得経費から、施設の建設費、その後の維持管理費、人件費など多くの経費がかかっています。受益者負担の対象とする使用料原価（施設サービスに係る経費）の算定に当たっては、施設の管理費（人件費＋維持管理費）のうち経常的な経費のみを算定基礎とし、一時的な行政需要に対応するための経費や不規則的に支出される経費などの臨時的な経費は算定対象外とします。

また、公の施設は住民の福祉を増進する目的をもって設置された市民全体の財産であり、設置目的に合致する限り誰でも利用できる施設であるため、その建設や大規模改修に要する経費（減価償却費を含む。）は算定対象外とします。土地の取得に要する経費についても、年数の経過により資産価値が減少するものでなく、施設が廃止された後も市（市民全体）の資産として残るため、算定対象外とします。そのほか、大型の備品整備に要する経費などの投資的経費や、毎年度継続的に支出される経費のうち土地賃借料などの投資的経費の代替経費も算定対象外とします。

使用料原価（施設サービスに係る経費）の区分

区 分		内 容	算定
人件費 維持管理費	経常的 経費	毎年度継続的に支出される経費で人件費、 光熱水費、維持管理費などの経費	対象
		土地賃借料などの投資的経費の代替経費	対象外
	臨時的 経費	一時的な行政需要に対応するための経費 や不規則的に支出される経費	対象外
投資的経費		施設の建設や大規模改修等に要する経費 (減価償却費を含む)、土地の取得に要す る経費、大型の備品整備に要する経費な ど	対象外

また、公の施設には、施設サービスの提供を行うだけでなく、それ以外の機能（Ex. 支所機能、図書館機能など）を有するものもあります。そのため、使用料原価（施設サービスに係る経費）の算定に当たっては、施設全体の面積のうち施設の利用に供する面積を考慮し按分するなどの合理的な方法により、施設サービスに係る経費として相当と認められる額を算定します。

3 受益者負担割合

公の施設には多種多様な施設があり、施設それぞれで設置目的、サービスの内容は異なります。そのため、施設の特성에応じて、利用者と行政が関与する割合（受益者負担と公費負担）を定めます。

施設を利用する人と利用しない人の均衡を図るために、施設ごとに行政の関与すべき度合いを、そのサービスが日常生活の上で必ず必要かどうか（必需性）と民間で提供することが可能かどうか（市場性）の2つの観点から負担割合を定めます。

(1) 施設サービスの分類

ア 必需性に関する基準

必需的 … 市民の日常生活において最低限必要なサービス

選択的 … 基礎的なサービス以上のものや必要性が個人の価値観や嗜好によって異なるサービス

イ 市場性に関する基準

公共的 … 民間による提供が困難であり、主に行政が提供すべきサービス

市場的 … 民間による提供が可能又は期待できるものや、行政と民

間で競合しているサービス

(2) 施設サービスの分類別の負担割合

公共的で民間では提供されにくいものの、全ての市民が日常生活に必要な（必需的）なサービスについては、受益者負担割合が低く、一方で、市場的で民間でも類似のサービスが提供され、特定の市民が利用する選択的なサービスについては、受益者負担割合が高くなります。

施設サービスの分類別の負担割合の区分

市場性	A 公 共 的	受益者負担 50% 税負担 50%	受益者負担 25% 税負担 75%	受益者負担 0% 税負担 100%
	B 中 間	受益者負担 75% 税負担 25%	受益者負担 50% 税負担 50%	受益者負担 25% 税負担 75%
	C 市 場 的	受益者負担 100% 税負担 0%	受益者負担 75% 税負担 25%	受益者負担 50% 税負担 50%
		1 選択的	2 中 間	3 必需的
		必需性		

4 使用料収入見込額

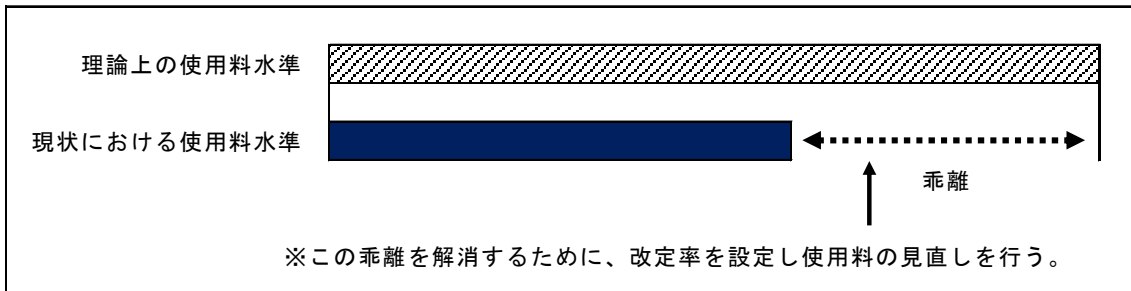
使用料収入見込額は、過去の実績を踏まえつつ、条例等に定められている現行の料金を基に、施設の利用率を考慮し算定します。利用率については、過去の実績を基に、施設サービスの向上など利用率の向上のための市の責務も考慮し、目標とする利用率を適用します。

Ⅲ 見直しに向けた使用料の具体的な設定方法

1 設定方法の基本

Ⅱにより算定した理論上の使用料水準と現状における使用料水準とを比較し、その乖離率に応じて、使用料の改定率を設定するとともに、それを踏まえて個別の使用料の見直しを行います。

使用料の見直しのイメージ



2 使用料の設定における留意事項

Ⅱにより算定した理論上の使用料水準が、受益者が負担する理論上の適正な水準であり、現状における使用料水準との乖離を解消するために、使用料の改定率を設定し、その改定率を基準として使用料の見直しを行うことが、理論上適正であるものの、改定後の使用料の額を最終的に決定する際には、その時々々の社会経済情勢を踏まえて、現行の料金体系とのバランスを考慮しつつ、次の事項を含めて総合的に判断し、必要に応じて調整等を図ることとします。

(1) 同種・類似のサービスを提供する施設における調整

同種・類似のサービスを提供する施設について、公平性の確保のため使用料の均衡を図る必要がある場合は、施設を類型化して算出するなどの調整を図ることができるものとします。

(2) 近隣自治体や民間施設が提供する類似サービスとの均衡

算定した使用料が近隣自治体や民間施設の料金と比較して著しく高い又は低いことにより、利用の低下や民業圧迫等につながることを懸念される場合は、近隣自治体や民間施設の料金と大きな乖離が生じないように調整を図ることができるものとします。

(3) 利用実態を勘案した料金設定

施設の利用実態に応じて、次の各種条件により使用料の格差等を設定できるものとします。

ア 時間帯・曜日別

施設の利用状況や管理上の負担を考慮し、時間帯又は土曜・日曜・祝日の利用と平日の利用による使用料の格差を設定できるものとします。

イ 市内、市外利用者別

土地の取得経費、施設の建設費などは使用料原価（施設サービスに係る経費）に含めておらず、市民からの税金（公費）で負担している状況を考慮し、市外の人が施設を利用する場合の使用料の増額の規定を設定できるものとします。

ウ 営利目的、非営利目的別

営利目的で利用する場合又は入場料を徴する場合は、使用料の増額の規定を設定できるものとします。

エ その他の合理的な理由によるもの

市民利用の促進等その他の合理的な理由がある場合は、政策的に使用料の格差等を設定できるものとします。

(4) 激変緩和のための調整等

Ⅱにより算定した理論上の使用料水準と現状における使用料水準との乖離が著しく大きく、使用料の大幅な改定が必要な場合、利用者の負担が急激に増加し、当該施設の利用の低下が想定されます。これを緩和するため、改定後の料金は現行の料金の1.5倍を超えないこととします。

また、Ⅱにより算定した理論上の使用料水準と現状における使用料水準との乖離が5%未満の場合は、料金の改定による影響を限定的にするため、原則として現行の料金に据え置くものとします。

(5) 附属設備等に係る使用料の設定

附属設備、貸出備品等に係る使用料については、個々の購入金額が不明であるものが多く、また、統一的な基準による料金算定が困難であることから、当該使用料を設定する場合は、この基本方針にはよらず、施設の設置目的と特性に応じて、同種・類似のものとの均衡を図りつつ、個別の算定方法により適切な料金を設定するものとします。

3 その他

施設の設置形態や利用形態その他の事情により、この基本方針の算定方法では算定が困難又は妥当性を欠くものについては、受益者負担の原則に基づいた個別の算定方法により適切な料金を設定できるものとします。

IV その他の事項

1 使用料の見直しのサイクル

受益と負担の公平性を確保しながら、施設サービスの向上を図るため、原則として、4年ごとに使用料の見直しを行います。

ただし、新規に設定された使用料は、その後、全体の見直しサイクルに合わせて見直しを行います。この場合、使用料の設定から次期見直しサイクルまでの間が2年に満たない場合は、見直しを行わないこととします。

また、指定管理者制度を導入している施設（利用料金制を導入していない施設を除く。）の使用料の見直しについては、原則として、基本協定の締結期間中はそのままとし、改定後の使用料の適用は、次の基本協定締結時とします。ただし、基本協定の締結期間中であっても、指定管理者との協議により改定後の使用料の適用が可能な場合には、使用料の見直しを行うことができるものとします。

2 使用料の単位

利用者の利便性を確保するとともに事務の煩雑化を防ぐために、使用料の単位は原則として10円単位とし、算定の結果として10円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとします。

3 使用料の減免に係る基本的な考え方

使用料の減免については、あくまで特例的な措置であり、受益者負担の原則を基本とし、真に止むを得ないものとして合理性のある場合に限定するものとします。その場合において、定例的に使用料の減免を行うことが見込まれる場合は、各施設において使用料の減免に係る基準を策定し、その基準に基づき減免を行うことを基本とします。

4 受益者負担の適正化のための市の責務

受益者負担の考えのもとでは、人件費や維持管理費が使用料の原価計算の基礎となることから、市は施設の効率的な管理運営や業務の見直しなどにより経費削減に努めます。また、使用料収入の確保に向けて施設の利用率の向上を図るとともに利用満足度を高めるなど、施設サービスの向上に努めます。